

# 貸借対照表

平成 29年 3月 31日

(当期会計期間末)

株式会社 オーエフシー

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 371,697,405】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 43,279,247】</b>
現金及び預金	12,114,566	買掛金	450,295
営業未収入金	25,514,662	未払金	138,500
商 品	1,167,422	未払費用	5,977,927
仕掛品	864,172	預り金	419,124
前渡金	1,887,120	前受収益	26,553,600
前払費用	1,804,208	前受金	4,130,010
短期貸付金	330,087,327	預り金(売上)	13,450
繰延税金資産(流動)	390,175	未払消費税	3,321,641
貸倒引当金(流動)	△2,132,247	未払事業税	623,600
<b>【固定資産】</b>	<b>【 53,158,704】</b>	未払法人税等	1,651,100
(有形固定資産)	( 678,013)	<b>【固定負債】</b>	<b>【 23,358,940】</b>
建物附属設備	2,131,869	退職給付引当金	23,358,940
工具・器具・備品	2,282,609	負債の部合計	66,638,187
減価償却累計額	△3,736,465	純資産の部	
(無形固定資産)	( 34,395,980)	科 目	金 額
ソフトウェア	33,846,380	<b>【株主資本】</b>	<b>【 358,217,922】</b>
電話加入権	549,600	<b>【資本金】</b>	<b>【 10,000,000】</b>
(投資その他の資産)	( 18,084,711)	<b>【利益剰余金】</b>	<b>【 348,217,922】</b>
敷金	9,669,477	利益準備金	2,500,000
長期前払費用	19,392	(その他利益剰余金)	( 345,717,922)
その他の投資	198,000	別途積立金	50,000,000
繰延税金資産(固定)	8,197,842	繰越利益剰余金	295,717,922
資産の部合計	424,856,109	純資産の部合計	358,217,922
		負債・純資産の部合計	424,856,109

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品・・・移動平均法による原価法
  - 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
  - 平成10年4月1日以降に取得した建物および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
  - 定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
  - 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備える為、一般債権については税法基準により、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
  - 退職金の支給に備える為、当社退職金規程に基づき計算しております。但し、新会計基準への経過措置期間後（平成26年）に、残高は期末における自己都合退職金支給相当額になる予定です。

### 4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 収益の計上基準
  - 収入については、出荷基準により計上しております。
- (2) 費用の計上基準
  - 費用については、検収基準により計上しております。

### 5. その他計算書類の作成の為の基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
- (3) 資産除去債務に関する会計基準の適用
  - 「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。
  - 当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 会計方針の変更に関する注記

### (1) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。